

第29回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和4年11月25日（金）8時47分～9時15分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○尾上 進
○白肌 正 ○石原 岩雄

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 ○竹原 長政

5 議事日程

諮問第 7号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第54号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第57号 非農地証明願いについて
議案第58号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 山下 紗弥美（農政管理係）
京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

おはようございます。只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第29回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1，議事録署名委員の指名ですが、議長において、7番高原熊夫委員，8番尻無濱俊幸委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第29回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3，諸報告であります。

私は、11月7日に鹿児島市において、常設審議委員会及び会長と女性委員との意見交換会が開催され、私と樫八重委員が出席しました。

また11月8日曾於市で、鹿児島県各市農業委員会連絡協議会が開催され、私と園田事務局長と出席しました。各市協議会では農地法上の取扱い、地域計画の取組などについて活発な意見が交わされました。

次年度の開催市は志布志市となる予定であります。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (石坂 務)

日程第4，諮問第7号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

おはようございます。諮問第7号について説明します。

諮問第7号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。諮問のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第5 議案第54号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。但し尾上進推進委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

おはようございます。それでは議案第54号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第11号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、尾上進推進委員は退席をお願いします。
(尾上進農地利用最適化推進委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは議事参与分について、ご説明いたします。

(資料にて説明)

説明は以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

尾上進推進委員の着席を認めます。

(尾上進農地利用最適化推進委員着席)

議長 (石坂 務)

日程第6 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（奥 裕太）

それでは、議案第55号についてご説明いたします。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が3件です。

整理番号1について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模の拡大です。譲受人は、現在、水稻を耕作されており、申請地でも水稻を耕作される計画です。また、労働力、通作距離等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、10年間の賃借権の設定になります。

次に整理番号2について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模の拡大です。申請地では、父母とともに露地野菜を耕作される計画です。こちらも労働力、下限面積等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

2番委員（中野 和徳）

議案第55号にかかる調査は、11月10日に、3番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号1の申請人の耕作状況について、農機具を所有していないということですが、現在親戚から借りて耕作しておられます。今後については、農作業の外部委託を行うということです。

農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおり、耕作意思があるものと確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第7 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

議案第56号について、説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件です。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は、市役所から南〇〇キロメートルの位置にあります。申請譲受人は本市に居住する〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったため申請地に住宅を建築するため、今回、申請するものです。申請地の排水につきましては、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号2の案件は、家畜伝染病が発生した際に処分した家畜を埋めるための、埋却予定地への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請譲受人は本市の〇〇です。申請地は、市役所から東北東〇〇キロメートルの位置にあります。申請地は農業振興地域農用地区域に該当します。埋却予定地については農業用施設に該当し、農用地利用計画の用途を農業用施設用地に変更する必要があります。変更手続きは、本総会の諮問第7号でお諮りしているところであり、申請地は申請者の所有する農場の近くにあり、埋却に要する面積は十分確保されております。

以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

1番委員（久保 秀幸）

議案第56号に係る調査結果について報告します。調査は、11月10日に、2番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側は宅地、北側及び西側は道路、南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

1番委員（久保 秀幸）

続きまして、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側は道路、北側及び西側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8 議案第57号 非農地証明願いについてを議題といたします。本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第9, 議案第58号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第58号令和4年農用地利用集積計画書第11号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和4年11月30日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他について皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (石坂 務)

それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時15分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
